

住居確保給付金のご案内

対象者

離職・廃業・休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄
離職・廃業・休業により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>
資産（預金等）が一定額以内、かつ、基準額＋支給家賃額（※）を超える収入を得ていませんか？	<input type="checkbox"/>
※ 龍ヶ崎市の基準額	
	単身世帯 2人世帯 3人世帯
基準額（月額）	78,000円 115,000円 140,000円
支給家賃額（上限額）	34,000円 41,000円 44,000円
住宅喪失のおそれがありますか？	<input type="checkbox"/>
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>



すべての項目にチェック
✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。

持ち物は裏面をご覧ください

<お問い合わせ>

龍ヶ崎市福祉部福祉総務課 TEL: 64-1111 (内線241・246)

住居確保給付金の申請に必要なもの

□住居確保給付金支給申請書

□本人確認（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券（パスポート）、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等

□離職関係書類【要件緩和中】

○離職・廃業・休業により収入減少であることが確認できる書類の写し

○お仕事を辞めた日を確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

□収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し、給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は直近の「年金振込通知書」、その他の各種福祉手帳

□金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し

□求職受付票（ハローワークカード）【要件緩和中】

※ハローワークで発行します。（インターネット仮登録でも良い）

□入居（予定）住宅に関する状況通知書

現在お住いを借りている方は賃貸借契約書の写しを添付

□住居確保給付金申請時確認書

□求職申込み・雇用施策利用状況確認票